平成２９年（フ）第９７１号
愛知県清須市西枇杷島町辰新田45番地
破産者　藤江　重幸
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第３７７号
和歌山市寄合町25番地３　フジパレス城北Ⅲ番館305、前住所和歌山市小松原６丁目２番16－１号　ヴィレッタコートＢ号
破産者　笹本茂喜代
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２９年（フ）第２５８号
鹿児島県鹿児島市上荒田町26番29号　グランデ瑞穂４－Ｂ号
破産者　林　　大智
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２９年（フ）第３号
北海道虻田郡倶知安町南４条東４丁目２番地４
破産者　酒谷　敏彦
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部
平成２９年（フ）第９４号
北海道紋別市落石町３丁目38番17号
破産者　土井　政博
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第４５号
岩手県大船渡市末崎町字大浜373番地、前住所岩手県大船渡市末崎町字大豆沢88番地
破産者　飯田　由香
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部
平成２９年（フ）第１２４７号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地19街区５棟504号
破産者　三瓶　　博
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第１４８１号
横浜市鶴見区馬場７丁目７番10―1010号
破産者　森山　　聡
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第６３７号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目14番３号　エクセレントプラザ湯河原406、住民票上の住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央４丁目13番地３
破産者　力石　孝明
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２９年（フ）第３４号
兵庫県加西市野田町400番地
破産者　山本達知子
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部
平成２９年（フ）第１４１号
愛媛県松山市南高井町614番地２
破産者　大森　勇気
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第３０号
福岡県築上郡吉富町大字広津1052番地６、破産開始決定時の住所大分県中津市中央町２丁目３番16号
破産者　苅北　英勝
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第４４１号
北九州市小倉北区大田町14番２―203号（プレアール大田町）
破産者　濱村　　貫
1　破産債権の届出期間　平成30年２月２日まで
2　一般調査期日　平成30年３月２日午後１時10分
平成30年１月12日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第１３９号
兵庫県川西市多田院西１丁目１番６号
破産者　友成　　均
1　破産債権の届出期間　平成30年２月６日まで
2　一般調査期日　平成30年３月８日午前11時
平成30年１月11日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２９年（フ）第１０１０号
さいたま市桜区大字大久保領家578番地８、破産手続開始時の住所さいたま市西区大字中野林306番地
破産者　大島　孝之
1　破産債権の届出期間　平成30年２月９日まで
2　一般調査期日　平成30年３月５日午前11時55分
平成30年１月11日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１２２号
兵庫県川西市鶯の森町５番13号
破産者　中西　好嗣
1　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
2　一般調査期日　平成30年３月22日午前10時５分
平成30年１月12日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２９年（フ）第４４４号
さいたま市桜区大字白鍬386番地９
破産者　田澤　尚子（旧姓間庭）
1　破産債権の届出期間　平成30年２月14日まで
2　一般調査期日　平成30年３月６日午後３時45分
平成30年１月11日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１３号
山梨県都留市鹿留234番地１　ハイツヨネヤマ101号
破産者　米山　友昭
1　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
2　一般調査期日　平成30年３月16日午前10時
平成30年１月12日
甲府地方裁判所都留支部破産係